

令和2年第5回教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和2年3月23日（月）15：00～16：10
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 浅井教育長・萩原教育長職務代理者・小西委員・栗原委員・
西田委員・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・
学校教育課長・生涯学習課長・生涯学習課主幹・
体育振興課長・人権教育推進室長

教育長 : それでは、定刻が参りましたので、ただいまより令和元年第5回相生市教育委員会定例会を開会させていただきます。

本日の議事録署名委員は、西田委員にお願いします。

西田委員 : はい。

教育長 : 次に事務局出席職員の報告をお願いします。

教育次長（管理担当） : 両教育次長、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

教育長 : 経過報告をお願いします。

教育次長（管理・指導担当） : 経過報告についてですが、資料にあるとおり行事を行っておりますが、コロナウィルスの関係で中止のものがありますので、中止のものには中止と記載しております。後ほどご清覧いただきたいと思います。3月の2、3日に開催の市議会本議会における一般質問の答弁書を添付しておりますのでご清覧をお願いします。

教育長 : その他追加説明はありますか。

教育次長（管理担当） : ございません。

教育長 : 経過報告全体に亘って、何か質問等がございましたらどうぞ。

教育長 : それでは経過報告をご了承願います。

続きまして、日程6、議事に入ります。（1）報告事項、ア『報告第6号令和2年度1件500万円以上の工事計画について』、事務局より説明をお願いします。

教育次長（管理担当） : （提出議案に基づき説明）

※説明の要旨 : 令和2年度における500万円以上の3事業（双葉中学校ろ過機改修事業・東部グラウンド整備事業・温水プール空調改修事業）を報告

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、本件については了承いただけたものといたします。

続きまして、イ『報告第7号 令和元年度相生市文化芸術顕彰（下期）受賞者の決定について』を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨: 令和元年度相生市文化芸術顕彰受賞者（3件）を決定したことについて報告

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、本件については了承いただけたものといたします。

続きまして、ウ『報告第8号 相生市文化会館運営審議会委員の委嘱について』を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

生涯学習課主幹 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨: 相生市文化会館運営審議会委員を新たに委嘱したことを報告

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、本件については了承いただけたものといたします。続きまして、提出議案（その2）の報告事項『報告第9号 相生市教育委員会だよりの発行について』事務局より説明をお願いします。

教育次長（管理担当） : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨: 学期ごとに発行する教育委員会だよりの発行する旨を報告

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

次に（2）議決事項に移ります。ア『議第3号 外国人英語指導助手招致に関する規程を廃止する訓令の制定について』事務局より説明をお願いします。

学校教育課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨: 非常勤特別職が令和2年度より会計年度任用職員制度に移行することに伴う規程の廃止について説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : よろしいでしょうか。質疑はないようですので、議第3号については原案どおり可決ということとさせていただきます。続きまして、イ『議第4号 相生市公民館事務分掌規則等の一部を改正する等の規則の制定について』事務局より説明をお願いします。

教育次長（管理担当） : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨： 令和2年度より会計年度任用職員制度へ移行することに伴い、各規則にある職を整理するため規則改正及び廃止をすることについて説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、議第4号については原案どおり可決ということとさせていただきます。続きまして、ウ『議第5号 相生市立幼稚園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則の制定について』事務局より説明をお願いします。

教育次長（管理担当） : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨： 預かり保育時間の終了時間を16時半から17時に変更することについて説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、議第5号については原案どおり可決ということとさせていただきます。続きまして、エ『議第6号 相生市放課後児童保育学級条例施行規則の一部を改正する規則の制定について』事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨： 放課後児童保育の開始時間を8時、終了時間を18時30分に変更することについて説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、議第6号については原案どおり可決ということとさせていただきます。続きまして、オ『議第7号 相生市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則等の一部を改正する等の規則の制定について』事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨: 図書館が指定管理者制度へ移行することに伴う規則の整理について説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、議第7号については原案どおり可決ということとさせていただきます。続きまして、カ『議第8号 相生市災害対策教育部本部設置要綱及び相生市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱の一部を改正する訓令の制定について』事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨: 図書館が指定管理者制度へ移行することに伴う要綱の整理について説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、議第8号については原案どおり可決ということとさせていただきます。続きまして、ウ『議第9号 相生市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について』事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨: 図書館が指定管理者制度へ移行ことに伴い、相生市立図書館の設置及び管理に関する条例制定による規則の制定について提案

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、議第9号については原案どおり可決ということとさせていただきます。続きまして、ウ『議第10号 第4次相生市子ども読書活動推進計画(案)の策定について』事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨: 令和2年度スタートの第4次相生市子ども読書活動推進計画の策定について提案

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

教育長 : 質疑はないようですので、議第10号については原案どおり可決ということとさせていただきます。続きまして、提出議案(その2)のク『議第11号 相生市教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則の制定について』事務局より提案説明をお願いします。

教育次長(管理担当) : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨: 国の指針により、教育職員の在校等時間の上限に関する方針について、平常時月45時間、年360時間以内、突発時月100時間、年720時間以内と教育委員会が定めることについて説明

教育長 : 説明は終わりました。本件について、何かご質疑はありませんか。

委員 : 勤務時間について上限を超えた場合はどうなるのか。

教育次長(管理担当) : 特に法等により罰則等はありませんが、この時間の管理責任は、教育委員会にありますので、教育委員会が指導するということになります。

教育長 : 他にございませんか。ないようですので、議第11号については原案どおり可決ということとさせていただきます。

教育長 : (3)その他に移ります。『ア 令和2年2月分学校事故発生状況報告、イ 令和2年2月分不登校等の状況報告、ウ 小中学校におけるいじめの現状報告』をまとめて報告願います。

学校教育課長 : (提出資料に基づき説明)

教育長 : ただいまの報告について、何かご質問等ございませんでしょうか。

教育長 : 質問はないようですので、そのようにご了承願います。
次に、『エ 4月分行事予定報告』をお願いします。

教育次長(管理担当) : (資料に基づき、主だったものを報告)
4月の定例会は 4/20(月) 13:30~

教育長 : 説明は終わりました。ただいまの報告について何かご確認等ございませんか。

教育長 : ないようですので、そのように了承願います。

教育長 : 次に『オ その他』について事務局何かありますか。

教育次長（管理担当） : 令和2年度の矢小・若小小学校交流事業の意見交換会をPTAの三役、各校の管理職、市教委で行いましたので、概要を説明させていただきます。矢小・若小と合同授業の狙いを説明し、成果としてお互いの子どもが知り合え、子どもへのアンケートでは、96%の子どもが中学校へのなだらかな接続ができて、不安はないという結果となっている。この合同授業により、中学校へのスムーズな接続ができていくということがわかっております。保護者からも同様のご意見で、合同授業を子どもたちが非常に楽しく交流、学習ができていくということでした。これ以外に、統合のご意見がありました。

1点目として統合凍結は、どういう状態で凍結解除になるのかといったもので、これについては、これまでの経緯を説明し、合同授業しながら地元の機運を待っている。また、人数は少ないがシュミレーションにより現状で数値を満たしているという説明をさせていただきました。

次に機運の高まりについて明確な指標がないのかというものがありません。これについては、人数の目安だけで統合するわけではありません。機運の高まりについて明確な指標はありませんが、令和3年度以降に小中学校の適正配置計画の見直しを考えているので、そのなかでも検討していきたいとお答えしております。

また、市教委から、凍結前は複式となるならば統合を進めるとありましたが、現在は複式とならないよう加配により対応し、学力において他校と比べても落ち込みはないと説明いたしました。人数が少ないところばかりが目が行くが、人数が多いところにも多いところなりの問題があり、少ないところには少ないところなりの良さがある。統合したいという意見もあるが、統合反対の意見も必ずある。田舎ならではの近所の人に関わってくれ、ある程度のことを覚悟して住んでいるので、複式になるなら統合に賛成であるが、現状を継続してもらわれるなら、現状を維持してもらいたいという意見をいただき、なごやかな形で意見交換会が終了しました。以上です。

教育長 : ただいまの報告について何かご確認等ございませんか。

委員 : 矢小・若小については、統合の話があったので話し合いがもたれていると思いますが、相小については何か動きがあるのでしょうか。

教育次長（管理担当） : 今回の意見交換会は、統合の意見交換ではなく、合同授業の検証ということになっております。そのなかで、統合の話もできましたので、説明をさせていただき、毎年5月の定例会で統合についての議案がありますので、その参考ということでご紹介させていただきました。

委員 : 合同授業を行うようになった経緯はどういったものでしょうか。

教育次長（管理担当） : 統合が凍結となりましたので、統合と同じような効果をあげるために始めております。

委員 : 当時の矢小の人数はどれぐらいでしょうか。

教育次長（管理担当） : 平成24年度に凍結になりましたが、その時は54人です。平成27年度に31人となり、複式が3クラス発生することが予測されておりました。

委員 : 現在の相生小学校の人数はどれぐらいでしょうか。

教育次長（管理担当） : 34人です。

委員 : その当時の矢小よりも人数が少ない状況で、複式にならないようにしているが、矢小・若小の話を聞くと、今後の人数が増えていくような予測もないので、相生小学校がそのままでいいのかと思う。

教育長 : 相生小学校については、平成22年度から適正配置計画がスタートし、平成22年度中に教育委員会で説明してきました。その年のコスモストークの中で、市長に地元から相生小学校は統合しないということを明言してほしいという話がありました。そのように地元がそういった形で決めているので、現状では統合しないことが決定されている状況です。

委員 : 地元から声があがれば検討されるということでしょうか。

教育長 : そうです。適正配置計画には、地元の同意のもとに進めるということが前提にありますので、相生小学校は統合しないとなっております。

矢小・若小については、条件が揃えば統合してほしいという意見があったので、現在は凍結という形となっております。

教育長 : 他にありますか。

委員 : コロナウィルスの関係ですが、新学期は通常どおり行われるのか。

教育長 : 3月28日までの対応については決定しているとおりでありますが、これ以降の対応については、この後、臨時の校園長会を開催し、明日、市の防災会議において方針が決定される予定となっております。決定後に各委員の方にご連絡をさせていただきます。

教育長 : 他にありますか。

委員 : 4月から5, 6年生に英語が教科になりますが、専科ではないと聞いているが変わりはないでしょうか。

学校教育課長 : 令和2年度以降の英語の授業において、専科による英語の授業を1校で試行する予定であります。基本的には、担任がFLTと行いますが、試行的に専科で行い、効果を検証したいと考えております。

委員 : 英語指導助手の任用が変わるというものがありました。指導内容に変更がありますか。

学校教育課長 : 任用形態が変わるだけなので、指導内容に変更はありません。

教育長 : それでは、他に何かありますか。

教育長 : 特にないようですので、令和元年第5回教育委員会定例会を閉会させていただきます。どうも、ありがとうございました。